

20th ANNIVERSARY

～栗山町議会基本条例制定20年の歩みと未来への約束～



開かれた議会

町民参加

情報公開

自由討議

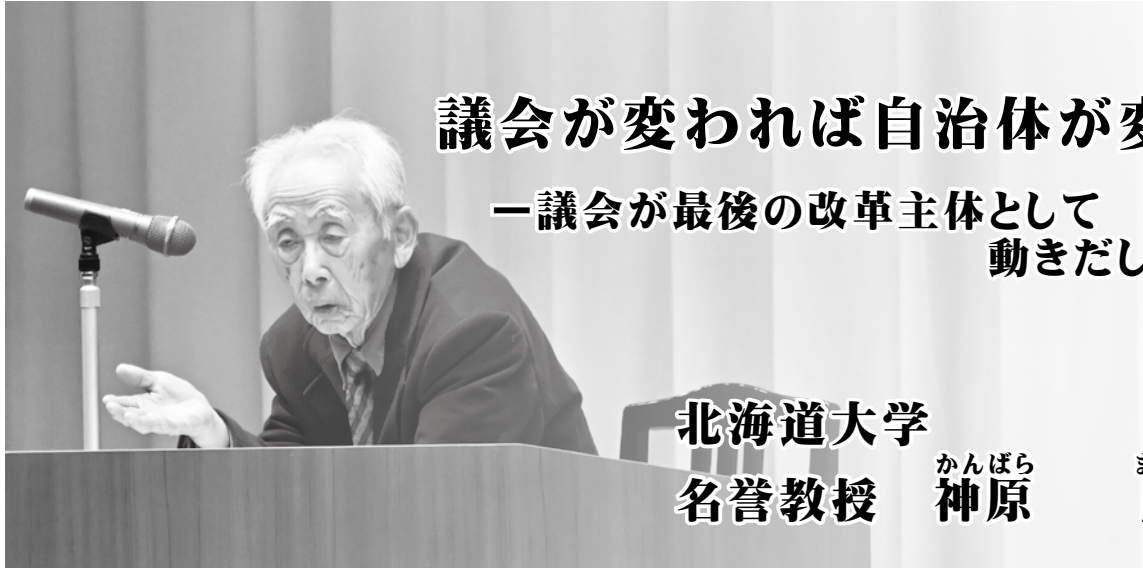
議会は変わったか

栗山町議会基本条例は、栗山町の持続的で、豊かなまちづくりに寄与することを目的に制定されました。

その前文には、「討論の広場である議会は、自由闊達な討議をとおして、論点、争点を発見、公開することが第一の使命である。町民参加の推進、積極的な情報公開、議員間の自由討議、議員の資質向上などに取り組み、町民に信頼され、存在感のある豊かな議会を築きたい。」と記されています。

制定から20年を経た今、議会ではその歩みと未来に向けた議会のあり方を考える、栗山町議会基本条例制定20周年記念事業を行いました。

本誌では記念事業を振り返るとともに、目指すべき議会の姿を考えます。



議会が変われば自治体が変わる

— 議会が最後の改革主体として
動きだした —

北海道大学
名誉教授

かんばら
神原

まさる
勝 氏

江藤「栗山町議会は、埋もれていた本来の議会像を発見した。」、全国初となった議会基本条例は、従来の地方議会の在り方を大きく転換したものだと考えている。

これまでの地方議会は、首長提案を追認する閉鎖的な議会として見られてきた。しかし、議会基本条例は、住民とともに歩み、議員同士が公開の場で討議する議会像を明確に示した。「議会は単なる質問の場ではなく、討議の広場である」。議員間討議によって論点を明確にし、合意形成を図ることこそが重要である。また、議会改革は単に議会運営を変えるだけではない。「議会が変われば自治体が変わる。」、多様な住民が参加し議論できる環境づくりこそ、地域民主主義の根幹になると考えている。

栗山町議会の取組が全国に広がった背景には、「普遍的な議会像」を示したことがある。加えて、各自治体が地域の実情に合わせて条例を発展させる「横展開」に加え、栗山町議会自身も基本条例の改正を重ね、「生きた条例」として発展させてきた「自己展開」を高く評価している。

今後は、「住民、議員、首長等が一緒になって議論する空間」をさらに築いてほしい。総合計画と予算・決算を連動させた政策サイクルを重視し、決算審議を踏まえた予算提言につなげる議会運営が必要になる。また、理念だけでなく、議会活動を支える事務局の体制強化、報酬の検討といった条件整備を進めることも重要である。



住民と向き合う議会へ

— 議会報告会は、議会という機関が
住民と向き合う場である —

法政大学法学部

ひろせ
教授 廣瀬

かつや
克哉 氏

神原

議会基本条例は、議会改革の理念やあるべき姿を示すだけでなく、それを継続して実行していくための条例である。栗山町議会は全国で初めて議会基本条例を制定し、その後も改正を重ねながら発展させてきた。条例をつくって終わりではなく、検証し、必要に応じて改正を続けてきたことに大きな意味がある。

一方で、議会改革の進捗には差があり、先進的に改革を続ける議会もあれば、改革が停滞している議会も存在するが、「議会があるべき姿を常に問い続ける」という姿勢そのものが、議会基本条例による最大の成果である。

これまで住民、首長、職員はそれぞれ自己変革を進めてきたが、議会だけが改革から取り残されていた。議会が最後の改革主体として動き出すことで、「議会が変われば自治体が変わる」という新しい流れが生まれた。議会は単に議場で議論する場ではなく、住民と議会、町と議会、議員同士が議論を重ねる「討論の広場」である。

また、自治基本条例、議会基本条例、総合計画条例を連動させ、政策形成や事業評価につなげていくことが重要であり、栗山町議会はその先進的なモデルとなってきた。

さらに、多様な議員が自由に議論へ参加できる環境をつくり、議会として意見をまとめ、政策提案につなげていくことが、これからの議会に必要である。



住民とともに討議する議会へ — 議会は単なる質問の場ではなく 討議の広場である —

大正大学地域創生学部
えとうとしあき
教授 江藤 俊昭 氏

議会の目指すべき姿

廣瀬

議会基本条例は、議会改革の理念と具体的な実践を一つにまとめたものであり、議会改革をさらに進めていくための道具である。個別の改革項目を並べるだけでは、合意しやすいものだけが残し、体系性が失われてしまう。理念と具体的な実践を結びつけ、一つの条例として示したことに栗山町議会の大きな意味があった。

栗山町議会は、条例制定後も議会サポーター制度や議会改革推進会議などを加えながら改正を重ね、つくって終わりではなく、磨き続けてきた。こうした取組は全国の議会改革のモデルとなり、現在では都道府県議会、市議会の過半数が議会基本条例を制定している。また、全国の議会が互いに取組を参照し合いながら改革を進める流れをつくったことも、栗山町議会の大きな役割であった。

議会報告会は、個々の議員の活動報告ではなく、議会という機関が住民と向き合う場である。議会がなぜその結論に至ったのか、賛否を含めて説明できなければ、機関としての議会の責任は果たせない。

一方で、議会事務局の強化は今なお未完の改革である。AI活用の可能性として調査事務などの単純作業への導入が考えられる。



Q2 20年間の着目点と浮き彫りとなった課題とは

Q3 今後における「地方議会が目指すべき姿」とは

議会が変われば、 まちが変わる



はしば としかつ
橋場 利勝 氏
栗山町議会
前議長

A1 条例制定当時、国や道などの行政機関からは非常に冷ややかな反応があったが、大森彌（おおもりわたる）先生（東京大学名誉教授）から「明治に議会制度ができて以来、初めて自治の本質を定めた画期的な条例である」と高く評価された。また、当初より「議会が変わればまちが変わる」と私は言い続けてきたが、栗山町には現在、「議会基本条例」「自治基本条例」「総合計画条例」があり、この三本こそが自治の理想を追求する事となり、行政、議員、そして住民も本当に変わったと手応えを感じる。

A2 選挙前だけではなく、日常的に主権者である町民と対話する場として「議会報告会」や「一般会議」を条例に定めた意義は大きい。例えば、過去の合併論議の際にも、議会は賛否を押し付けるのではなく客観的な情報を伝えることに徹し、住民が主体的に判断できる場を提供した。また、総合計画の修正案を議会主導でまとめ、住民と一般会議で議論したことで、住民から「栗山町議会は単なる行政の追認機関ではない」と信頼を得ることができた。

A3 今後、自治体議会が政策提案機能を強めていくには、必要となる予算措置について、事前に執行側と十分に協議を進めることが重要であると思う。また、議会内で議論を重ねる中で見えてくる課題について、議会として執行側に修正を求める際には、「代表質問」の活用が有効なので、議会を代表する立場で課題を提起し、議論を深めていくことが重要である。

2006年、栗山町議会は全国の自治体に先駆けて「議会基本条例」を制定した。
20周年記念事業のパネルディスカッションでは、制定の立役者、現在の議会関係者、議会サポーターが一堂に会し、これまでの歩みと人口減少・縮小社会における地方議会のあり方について熱い議論を交わした。



司会



かんばら まさる
神原 勝 氏
北海道大学
名誉教授

議会
サポーター

Q1 議会基本条例制定20年を振り返って想うことは

パネリストの皆さんの意見

20年で証明された 議会基本条例の価値

A1 現在、全国に1788の自治体があり、その過半数を超える自治体が議会基本条例を制定した。これは一つの議会という過半数で、議決をしたと同じであると例えるなら、この条例ができたことによって、住民参加ということが本筋であり、議会基本条例が住民、議会、そして行政にとっても、有効で必要であるという証明が出来た20年だと思っている。



なかお おさむ
中尾 修 氏

栗山町議会
元事務局長

A2 議会基本条例の制定は重要なことではあるが、課題として議員や事務局職員は年月とともに入れ替わり、時代や社会状況も大きく変化していく中での改革を継続し、条例をどの様に生かし続けるかが大切である。特に、全国に先駆けて議会基本条例を制定した栗山町議会については、先陣を切った議会としての責任があるので、これまで積み重ねてきた情熱や志の温度を下げずに、今後も議会改革を続けてほしい。

A3 人口減少問題は、合併問題以上に根深く、より深刻な課題である事からして、議員自身は日頃からデータを集め、研究を重ねておく必要がある。また、議会側の対応として、議会基本条例を改めて点検し、現在の制度や仕組みが十分機能するのかを確認した上で、厳しい議論を行う覚悟をお持ち頂きたい。

重要な議決こそ 止めてはならない



議会
サポーター ひろせ かつや
廣瀬 克哉 氏
法政大学法学部
教授

A1 かつて栗山町の住民が「町長と議員を別々に選んでいる。役割や目のつけどころが違うからこそ、違う意見（報告）が出る。私たちは両方を聞いて総合的に判断できるから幸せだ」と語った。私はこのエピソードこそ、議会改革の運用を通じて二元代表制の理念が住民に深く浸透している証拠であると実感した。

A2 20年間の中で大きな出来事であったコロナ禍を契機に「オンライン議会」についての議論が集中した。総務省の技術的助言は「一般質問はオンラインでも良いが、重要な決定（議案審議や議決）はオンラインで行ってはならない」としている。しかし、これは発想が逆である。「重要な決定こそ、非常時であっても機能を停止させてはならず、オンラインを使ってでも行うべき」であるはずだ。

A3 なり手不足や変化する社会情勢の中から登場しつつある、新しいタイプ（若い世代や女性、多様な仕事を持つ人々）の議員との関わり方が今後の課題。従来の「平日昼間の議会活動」や昭和的な慣行が通用しない場面が出てくる。その際、旧来の常識を押し付けるのではなく、相手から学ぼうとする姿勢やお互いをリスペクトしながら、「新しい議会の常識・ルール」を再構築していけるか。新旧の知恵が交わる生き生きとした議会を創れるよう期待する。

A1 議会基本条例を作っただけで満足してはならない。栗山町の強みは、単なるルールづくりにとどまらず、それが「総合計画」や「地域経営の視点（住民の福祉向上）」という軸としっかりと連動している点にある。また、基本条例には、議会側のあり方だけでなく、首長や執行機関が政策を提案する際に「なぜその政策が必要なのか」という説明義務を厳格に課す仕組みが含まれている。これが二元代表制を真に機能させる。

A2 コロナ禍の議会对応にも関連するが、非常時に適切な対応ができるかどうかは、日頃からどれだけ議会活動を積み重ねているかにかかっている。議員は住民に最も近い立場にあるからこそ、平時から住民の声を把握し、議会として提言や意思形成を行うことが重要である。

A3 これからは高度成長期のような拡大の時代ではなく、縮小社会である。人口減少に対応するため、複数の自治体にまたがる一部事務組合や広域連合といった「広域議会」での改革が今後の大きな課題となる。住民から見えにくい広域議会と、身近な基礎自治体の議会との連携をいかに強化するかが問われる。

日頃の議会活動が 非常時の対応力 につながる



議会
サポーター えとう としあき
江藤 俊昭 氏
大正大学地域創生学部
教授

議員同士の 対話（議員間討議） の活性化



議会
サポーター
つじみち まさのぶ
辻道 雅宣 氏

元北海道地方自治研究所
主任研究員

A1 条例制定当時、栗山町議会では議会報告会など住民との対話を継続するため、議会基本条例の制定が必要との認識が共有されていた。条例試案についても、「栗山町議会は既にその多くを実践している」と評価され、それらを明文化する形で制定につながった。その後、全国でも住民参加や対話を重視する流れが広がった。議会は首长提案を追認するだけでなく、議員同士が議論を重ね、意思形成を行う場へと変わりつつある。今後は議員間討議や意見交換の重要性がさらに高まると考えている。

A2 コロナ禍では議会の活動縮小や停止が相次ぎ、その存在意義が疑問視された。しかし、非常時だからこそ日頃の備えが問われる。議会基本条例や災害時計画を持つ自治体は、密を避けつつ適切に活動を継続できた。また、非常時に住民の要望を行政に届ける際、議員個人の動きでは圧力になりかねないので、議会全体の意見交換を経て、「総意」として集約し、行動することの重要性が改めて浮き彫りになり、今後の教訓となった。

A3 栗山町が挑戦している「一般質問における論点整理ワークシート」に期待する。議員間討議を活性化させ、個々の力量に依存せず議会全体の「共通の論点・意思」をまとめ上げるハブを作ること。これが機能すれば行政へ確実にインパクトを与え、住民に対しても痛みを伴う政策決定のプロセスを論理的に説明することが可能になる。

A1 議員にとって一番嫌な仕事は、住民に対して自分の言葉で説明責任を果たすこと。厳しい対面式の報告会を行うのは、議員を鍛えるためでもある。審議のプロセスから結論までを住民に説明できなければ議員失格だ。厳しい町民の意見にさらされ、自己反省を繰り返すことこそが議員の資質向上をもたらした。

A2 議会改革の深化に伴う「議員活動の負荷の増大」と「議員報酬」の関係である。改革を進めるほど、一般質問の準備、議会報告会、パブリックコメントの対応など、議員の負担は増す。しかし、地方町村において議員報酬の引き上げを議論すると、住民からは非常に厳しい反発を受ける。人材確保のために報酬をどう設計すべきかは、精神論だけでは解決できない避けて通れない課題だ。

A3 議員のなり手不足については、現在取り組んでいる「議員の学校」で講義を実施するだけではなく、実際に立候補の当選といった成果につなげることが重要である。地域には立候補への意欲や実現したい思いを持つ人材は多くいる一方、背中を押し、支える存在の不足が要因としてあり、議会や議員がどのように候補者を支えていくかが今後の重要な課題である。

住民の中で 鍛えられる議員力と 担い手育成



うかわ かずひこ
鵜川 和彦 氏

栗山町議会
議長

議会基本条例と これからの栗山町議会

議会モニターが語る

栗山町議会では、議会運営や議会だよりなどに町民の意見を反映させるため、「議会モニター」制度を設けている。

議会基本条例制定20周年記念事業に参加した議会モニターの高橋さんと水野さんに、これまでの議会の歩みや、これからの栗山町議会への期待について藤本議員が話を聞いた。



議会モニター

みずの よしたか
水野 嘉貴さん

議会モニター歴 7年



議会モニター

たかはし まこと
高橋 慎さん

議会モニター歴 17年



インタビュー（議員）

ふじもと みつゆき
藤本 光行

広報広聴常任委員長

01

藤本 まず、議会モニターになったきっかけを聞かせてください。

高橋 地方分権や平成

の合併など、時代が大きく変わる中で、「議会に對して何でも言ってください」と声を掛けられて議会モニターになった。議員だけに任せるのではなく、町民も参加するという考え方が、議会基本条例につながっている。この条例があつたから自治基本条例や総合計画条例もできた。地方自治に一石を投じた条例だったと思う。

水野 以前は政治や議会は別世界のものだと思っていた。しかし栗山町に移住し、地域で暮らす中で、議会で決められていることが、自分たちの暮らしや子どもの環境につながっていると感じるようになった。議会モ

ニターは、自分の考えを聞いてもらったり、議員の考え方を知ることができる場だと思って参加した。

議員だけに任せるのではなく、町民も参加する。
それが議会基本条例につながった。



02

藤本 20年を経た栗山町議会をどう感じていますか。

高橋 議会活動を町民

に伝える努力は続けてきたが、これからもどう伝えるか考え続けなければならない。議会基本条例があるから、ただ多数決で決めるのではなく、議員同士が自由討議を重ねながら政策をつくっていく。一番素晴らしいのは自由討議。課題について議員同士が熟議しながら、一つの政策をつくっていくことが大事だと思う。また、一般会議の仕組みも素晴らしい。実際に地域課題を議会に申し込み、一緒に考えてもらった経験がある。もっと町民に制度を知ってもらえればと思う。

藤本 自由討議を重ねながら政策を作っていくという点は、栗山町議会の大きな特徴だと改めて感じます。

03

藤本

20周年事業の講演で印象に残ったことはありますか。

水野

印象に残ったのは「アマチュア議員」という言葉だった。議員は最初から政治家として生きてきた人ばかりではなく、それぞれ仕事や生活がある中で議員になる。

だからこそ、目指すべき方向を示す議会基本条例の意味は大きいと思った。

条例を見れば、どういふ議会を目指し、どう活動していけば良いかが分かる。議員として進むべき方向を示す、教科書みたいな存在なんだと感じた。



栗山町議会の取組が広がり、ほかの議会の工夫もまた栗山に生かされれば素晴らしい。



議会基本条例は議員として目指すべき目標がわかる教科書のようなもの。

04

藤本

20周年事業全体を通して感じたことは。

水野

近隣自治体から多くの議員が参加していて、栗山町だけでできることには限界があっても、近隣自治体と協力することで可能性が広がると感じた。

自由討議や学び合いは栗山町議会だけの話ではない。自治体同士でも議論しながら政策を高めていけるはず。栗山だけでなく、南空知全体を良くしていくために協力できる可能性を感じた。

高橋

栗山町議会が頑張ることで、ほかの議会も新しいアイデアを持ち寄り、それをまた栗山に還元してくれる。今回、多くの議員が集まったこと自体が大きな意味を持っていると思う。

05

藤本

これからの栗山町議会に期待することを聞かせてください。

高橋

もっと自由討議を増やしてほしい。完成した政策だけでなく、途中段階でも議論しながら進めてほしい。さまざまな立場や分野から意見を出し合い、政策をつくっていく議会になつてほしいと思う。

水野

人口減少や気候変動など、これからは難しい時代になる。その中で、行政とは違う視点から、「こういうやり方で町を良くできるのではないか」と提案できる議会が必要になると思う。議会が政策提案を行い、行政と一緒に実現に向けて考えていく。そういう議会の向上が、これからますます求められていくのではないかと思う。



対談では、町民の視点から見た栗山町議会の歩みや議会基本条例の意義、そして町民とともに考える議会のあり方について率直な意見が交わされた。

20年のあゆみ

2006.5.18
全国で初めて議会基本条例を制定



2008

《改革の仕組みを整備》
議会モニターや議会改革推進
会議を設置し、町民の視点を
取り入れた継続的な改革体制
を構築。



2006
5.18

《議会基本条例を制定》

「町民参加」「情報公開」「自
由討議」を柱とする開かれた
議会運営を制定。



2005

《議会報告会を開始》

議員が地域に入り、活動状況
を直接報告し、町民の意見・
提言を聴取する議会報告会を
開催（全国2例目・道内初）。
継続実施と条例明記を求める
意見が、議会基本条例制定の
契機となる。



2002

《議会ライブ中継の開始》

町民に積極的な情報公開として
議会がどのように活動し、執行側
との論点争点を知ってもらうこ
と、議会に多くの関心を寄せて
もらうことを目的に取組を開始。

2006.7
議会基本条例を学びに
全国から視察が殺到



栗山町議会基本条例

— 町民とともに歩んだ議会改革の軌跡 —

地方分権の進展により、議会の役割が大きく変化する中、栗山町議会は町民に開かれた議会を目指し、全国に先駆けて議会基本条例を制定しました。



2024

《議員報酬改定と

審議会の活用》

議員報酬改定時には参考人制度及び公聴会制度に加え、栗山町特別職報酬等審議会の意見を尊重することを明記。



2021

《通年議会の導入》

通年議会の導入や文書質問、代表質問制度の導入により年間を通じて機動的かつ柔軟に活動できる議会運営へ転換。



2011

《議会運営の透明性向上》

正副議長の所信表明を実施し、議会運営の透明性を向上。



2009

《議会サポーター制度導入》

議会の政策形成・立案機能の向上を図るため、有識者に政策づくりへの助言をもらう議会サポーター制度を導入。

条例はつくるだけでは終わらない

これまで11度の条例改正

これからも議会基本条例を磨き続けていく

2005～
議会報告会を重ね、
町民との対話を積み重ねてきた



2026年 議会報告会の様子



議会基本条例が歩んだ20年は町にとっても激動の時代でした。

その時代の変化とともに改革を続けてきた議会、そして基本条例。

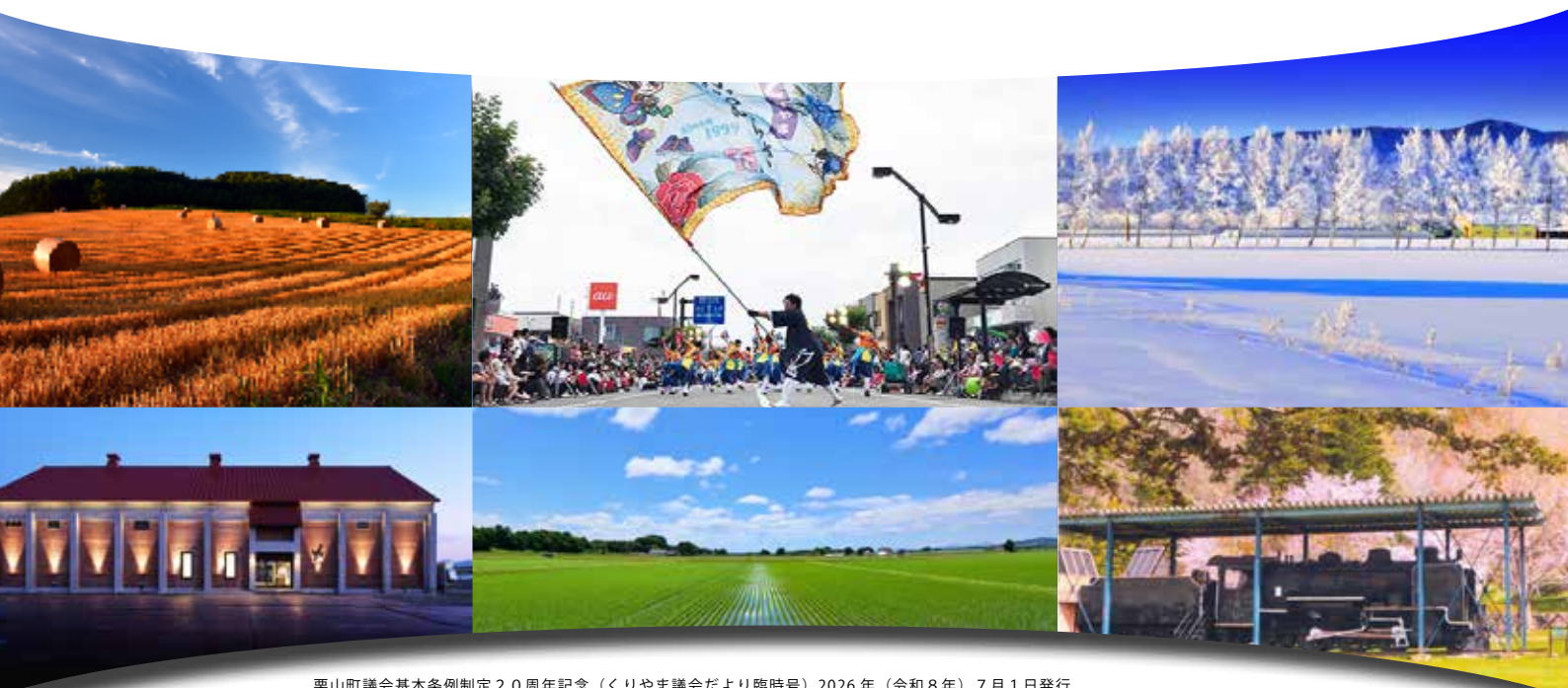
栗山町議会基本条例制定20周年記念事業を通して、基本条例の意義、課題とともに議会のあるべき姿が示されました。

先行きが不透明な現在にあって議会は、時代のニーズを把握し、よりの確に対応していくことが求められています。

そのためにも個々の議員力を向上させ、議事機関として議論を尽くしていかなければなりません。

栗山町議会は時代や議員が変わっても、議会基本条例をよりどころに町民に寄り添い、町の課題解決に真摯に取り組む議会を目指していきます。

あなたと議会がつながっている



栗山町議会基本条例制定20周年記念（くりやま議会だより臨時号）2026年（令和8年）7月1日発行

発行 / 北海道栗山町議会 栗山町議会基本条例制定20周年記念事業実行委員会 編集 / 広報広聴常任委員会（広報小委員会）

委員長 / 藤本光行 副委員長 / 大柳則俊 置田武司 堀文彦 佐藤則男 端師孝

〒069-1512 北海道夕張郡栗山町松風3丁目252 Tel 0123-73-7517/Fax 0123-72-1233

<https://www.town.kuriyama.hokkaido.jp/site/gikai> E-mail gikai-jimukyoku@town.kuriyama.hokkaido.jp

印刷 / 山東印刷株式会社 ※表紙・裏表紙の写真はくりやま景観フォトコン応募作品を引用しています。